

国民健康保険 限度額適用認定証の更新手続きについて

国民健康保険に加入している方で、「国民健康保険限度額適用認定証等」をお持ちの方は、自己負担限度額の決定のため、所得判定を毎年行う必要があります。現在交付されている認定証等は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月1日以降、更新の手続きをお願いします。

また、認定証の発行は随時行っています。入院に係る窓口負担が軽減されますので、入院される際は、申請を行って制度を活用ください。

(注)国民健康保険税の未納がある方、平成18年分の確定申告をしていない方は、認定証の発行ができないことがあります。

＜国民健康保険限度額適用認定証等とは＞

各世帯の所得に応じた負担限度額区分が記載された認定証のことで、交付申請は世帯主の申請によります。これを医療機関に提出することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

＜更新及び申請に必要なもの＞

- ☆国民健康保険証
- ☆印鑑
- ☆限度額適用認定証等(更新する方のみ)

＜更新及び申請手続き場所＞

保健年金課(内139・140)又は各支所市民窓口課

コミュニケーション上手になろう！△参画講座▽の参加者募集

自分の気持ちを相手に伝えることは、思っているよりも難しいものです。元アナウンサーのお話を聞いて、コミュニケーション上手になりませんか？

日時 8月5日(日) 午後2時～4時
(受付：午後1時40分～)

会場 笠間市役所 岩間支所 2階会議室

内容 講演「私の思い、あなたに伝えるコミュニケーション」

講師 飯田 利夫さん(元茨城放送チーフアナウンサー)

参加費 無料

問 秘書課 男女共同参画推進室(内226)

笠間工芸の丘 平成20年度新卒社員を募集

資格 平成20年3月に大学を卒業見込みの方で、市内に在住又は採用後市内に居住する方

採用人数 若干名

職種 営業職・総務職

選考方法 ①筆記試験(一般常識・小論文)
②面接試験

勤務時間 午前9時30分～午後6時30分

休日 完全週休2日制(月曜日とその他1日)
その他年末休業日

初任給 大卒175,000円(賞与及び昇給あり)

その他 各種休暇、各種保険制度あり

提出書類 ①履歴書(写真添付) ②成績証明書 ③卒業見込み証明書 ④健康診断書 ⑤受験志願表
を直接窓口を持っていくか、郵送してください。受験志願表は、笠間工芸の丘に備え付けのほか、ホームページからも入手できます。

提出期限 8月30日(木) ※必着

申・問 〒309-1611 笠間市笠間 2388-1
笠間工芸の丘株式会社
総務課 新卒採用係 TEL0296-70-1313
<http://www.kasama-crafthills.co.jp/>

「傾聴ボランティア養成講座」の受講生募集

つらい時やうれしい時、誰かに話したいと思ったことはありませんか？

カウンセリングの観点から、「傾聴ボランティア養成講座」を実施します。良い聴き手になって、地域のお年寄りや仲間の話に耳を傾け、相手を支えることができるボランティアになってください。

日時 9月4日(火)～10月2日(火)の毎週火曜日
午後1時30分～3時30分
(全5回・全日程参加できること)

会場 笠間市友部社会福祉会館 ◇受講無料

講師 安西 健二さん(傾聴ボランティア、シニア・ピアカウンセラー)

申・問 笠間市社会福祉協議会 友部支所ボランティアセンター TEL0296-78-2626

「筑波海軍航空隊展～平和への新たな願い～」を開催

太平洋戦争終結から60年以上がたちました。戦前、友部地区にあった筑波海軍航空隊も、激しい戦闘にまき込まれました。フィリピンや沖縄戦線に特攻隊が編成され、73人の若い生命が失われました。このような戦争体験を風化させることなく、平和への新たな願いを込めて、市立歴史民俗資料館の資料を中心とした「展示会」、また、関連する「歴史学習講座」を次のおり開催します。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

＜展示会＞

期間 8月1日(水)～31日(金)

会場 友部公民館 1階ロビー

内容 筑波海軍航空隊関係資料の展示(特攻隊員の遺書、手紙、写真、寄せ書き、遺品)

＜歴史学習講座＞

日時 8月18日(土) 午後1時30分～

会場 友部公民館 2階 大会議室

内容 1部「筑波海軍航空隊と神風特攻隊」
講師：南 秀利さん
2部「戦争体験を語る」
講師：長谷川 久良太さん、塩畑 寛さん、高野 克己さん

問 友部公民館 TEL0296-77-7533

「パブリック・コメント手続き制度」意見を募集

「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。実施期間中は、ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

案件名	要旨	実施時期 (意見提出期間)
笠間市地域防災計画(案)	風水害や地震などの災害から、市民の生命、身体、財産を守るために、災害対策基本法第42条の規定により策定が義務付けられている地域防災計画について、合併に伴い新笠間市としての新たな計画を策定する。	7月17日(火) ～8月6日(月)

問 総務課(内210)